

稲沢市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成26年稲沢市条例第2号）第4条第3号及び第5条第3号に規定する市長が別に定める業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E—製造業に属する業種（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）項第3号（8の3）又は同表（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）、（12）、（17）若しくは（29）（（1）から（3）まで、（11）及び（12）にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の表に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理を含む。）を除く。）とする。